



一般社団法人 神奈川県歯科医師会

入 会 案 内

一般社団法人神奈川県歯科医師会は、県内に診療所をもつ歯科医師やその勤務医等で構成され、歯科保健、医療、福祉など多方面で県民のために重要な責任を果たしております。

この機会にぜひ、ご入会いただきますようご案内申し上げます。

本会は、県民の健康とQOLの向上を図るため、各種事業を展開し、口腔機能の重要性を周知する努力を重ねています。また県民のために安全かつ安心できる良質な歯科医療を提供することを使命とし、会員が研鑽できる機会を多く用意しております。

入会金を0円とし、日本歯科医師会への入会を必要としない「準会員」を新たに設けるなど、入会しやすい環境を整えております。

この機会にぜひ、ご入会ください。

一般社団法人神奈川県歯科医師会

<電話> 045-681-2172

<ホームページ> www.dent-kng.or.jp

医療保険関係

レセプト請求など会員からの医療保険に関する疑義に医療保険委員が回答し、日常診療の疑問の解決に役立っています。

また、毎月、医療保険に関する取り扱いなどを「保険だより」として会員へ配布し、医療保険の動向をリアルタイムで提供しています。

さらに、カルテ記載やレセプト請求、窓口負担の取り扱いなどに対応した「歯科保険診療の取り扱い」、「カルテ記載に関する手引書」をホームページ上で閲覧できます。

各種行政指導では、本会の役員や医療保険委員が学識経験者として、会員に対して適切な指導が行われているか、立会いを行っております。

●相談窓口と正確な情報提供

* 医療保険相談窓口及び地域歯科医師会医療保険担当者による相談

カルテ記載やレセプト請求に関する疑問や不安などをお知らせください。相談員によるアドバイスをしております。

* 保険診療の取扱いに関する情報提供

診療報酬改定時に保険診療の取扱いの手引書を作成し、会員に配布しています。

* カルテ記載に関する手引書の作成と配布

具体例を交えてカルテ記載の留意点を分かりやすく解説し、カルテの質を高めるお手伝いをしています。

* 保険だより(月1回)の配布

医療保険に関する解釈、取扱い、診療報酬請求の留意事項などを毎月「保険だより」として発行しています。

* ホームページ(随時更新)

会員向けホームページで「保険だより」等の医療保険に関する情報を閲覧できます。

* 医療保険関係の文書の送付

厚労省、日本歯科医師会、神奈川県等からの通知文書を確認し、会員へ郵送やFAXでお知らせします。

●よりよい医療保険制度を目指して

* 各種関係機関との協議会の開催

県民が安心して利用できる医療保険制度の維持、改善を目指して関東信越厚生局(厚労省管轄)や日本歯科医師会、関東信越地区歯科医師会と協議・連携しています。

* 支払基金・国保連合会審査委員との協議会の開催

レセプト請求で納得できない査定や返戻がある場合は、地域歯科医師会の医療保険担当者や本会医療保険委員会にお申し出ください。会員への助言とともに、審査支払機関に善処を申し入れる等を行っております。

● 行政による指導への対応

* 各種指導に対する立会い

新規集団指導、新規個別指導は医療保険委員、個別指導、高点数個別指導には本会役員または医療保険委員が会員の指導時に学識経験者として立会います。

* 高点数個別指導にかかわる講習会の実施

集団的個別指導の対象者に向けて、カルテ記載の留意点についてお知らせしています。過去の指導の傾向を分析し、返還を求められた項目の内容なども紹介しています。

* 個別指導にかかる事前面談の実施

新規個別指導、個別指導対象者のうち希望者には、本会医療保険委員によるカルテの記載内容、患者提供用文書、歯周組織検査と治療の流れ、P治療と補綴の流れ、歯科衛生士業務記録簿などをチェックいたします。

医療事故・医事紛争

近年、医事紛争・患者とのトラブルが顕在化する傾向にあり、歯科医院に対する理不尽な要求や悪質なクレームへの対応に苦慮するケースが見受けられます。

本会では会員を対象に医師賠償責任保険に団体で加入しており、年間わずか7,000円をご負担いただくことで、万が一、医療事故・医事紛争が発生した場合に、医事処理検討部会が解決へのお手伝いをいたします。

● 補償内容

	担保区分	保険金額		自己負担額
		1事故につき	保険期間中	
医師特約	対人賠償	1億円	3億円	なし
医療施設特約	対人賠償	2億円	20億円	1,000円
	対物賠償	4,000万円	—	1,000円
刑事弁護士費用	—	500万円	500万円	なし

● 冊子「医療事故・医事紛争マニュアル」の配布

医療事故・医事紛争が起こった時に適切な対応ができるよう、「医療事故・医事紛争マニュアル～予防と対策～」を作成して配布しています（ホームページ上でも閲覧が可能です）。

研鑽・研修、社会貢献

会員になることにより、様々な研鑽・研修の場に参加し、地域の医療・社会に貢献する機会を得ることができます。

企業検診協力医療機関 (2,300 か所)

- ◆ 健保組合員（本人、家族）に対し自院で検診を行います。
検診料は、県歯科医師会を經由し、患者が所属する健保組合から支払われます。
- ◆ 県歯科医師会への申請が必要です（登録無料、随時受付）。

口腔癌検診協力医 (1,200 名)

- ◆ 地域歯科医師会が実施する口腔癌検診に協力医として従事します。
- ◆ 県歯科医師会主催・地域歯科医師会主催の無料研修会を受講することにより、修了証が交付されます。

がん患者歯科医療連携 登録医療機関 (700 か所)

- ◆ がん患者に口腔ケア・歯科治療を行い、口腔衛生状態の向上によるがん治療口腔合併症などの予防・軽減を図ります。
- ◆ 無料講習会（DVD視聴）を受講することにより、修了証が交付されます。

障害者歯科一次医療担当医 (600 名)

- ◆ 県行政が運営する障害者歯科医療システムの一翼を担い、一次医療機関として障害者の歯科診療を行います。
- ◆ 8日コースの無料研修会を修了することにより、認定証・表札が交付されます。

摂食・嚥下障害歯科医療 相談医 (400 名)

- ◆ 摂食・嚥下障害の相談業務を行います。
- ◆ 7日コースの有料研修会を修了することにより、認定証・表札が交付されます。

日本糖尿病協会歯科医師登録医 (200 名)

- ◆ 糖尿病及び歯周病の罹患者の疾病改善に務めます。
- ◆ 日本歯科医師会および日本糖尿病協会への入会、同協会の認定研修の受講が必要です（有料登録、更新5年）。

警察協力歯科医 (120 名)

- ◆ 警察署・海上保安庁からの依頼により身元不明遺体の検案を行います。
- ◆ 地域歯科医師会を經由して県歯科医師会が県警本部・海上保安庁に推薦し、委嘱を受けます。

公立学校歯科医 (1,700 名)

- ◆ 児童・生徒の歯科検診のほか、学校教職員の歯科検診等の業務を行います。
- ◆ 地域歯科医師会を經由して教育委員会に推薦し、委嘱を受けます。

福祉共済制度

本会では会員が安心して日常の診療に専念できるよう福祉共済制度を運営しています。
 結婚や出産のときの祝金や60歳から100歳の節目での祝金制度があります。
 また、疾病等で入院した場合の入院共済金制度も完備しています。
 さらに、会員本人が亡くなった時の死亡共済金制度もあります。

● 各種祝金

名称	金額
結婚祝金	100,000円
出産祝金 (本人・配偶者)	100,000円 (1出産につき)

※各年度1回を限度

名称	金額		
	年齢	本人	配偶者
長寿祝金	60歳	100,000円	—
	70歳	100,000円	50,000円
	80歳	100,000円	—
	90歳	100,000円	—
	100歳	100,000円	—

● 入院共済金、退院一時金、火災・災害見舞金

名称	金額
入院共済金	1日 10,000円
※1,000日間限度	
退院一時金	100,000円

※20日以上入院後の退院時

※各年度1回を限度

名称	金額	
火災・災害 見舞金	大規模な災害	100,000円
	中規模な災害	50,000円
	小規模な災害	30,000円

※年度100,000円を限度

● 死亡共済金・高度障害共済金制度

名称	金額		名称	金額	
本人死亡 共済金	80歳7か月以上	3,000,000円	本人高度 障害共済金	80歳7か月以上	3,000,000円
	80歳6か月以下	6,000,000円		80歳6か月以下	6,000,000円

名称	金額
配偶者死亡見舞金	100,000円
家族(同居)死亡見舞金	20,000円

81歳に達すると、本人死亡共済のうち1,000,000円を生前に前払いできる制度もあります。

労働保険事務組合

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

一人でも労働者を雇用する事業所は、加入が義務付けられています。

労働保険に加入すると、予期せぬ労働災害、失業等の際に従業員が給付を受けられます。

労働保険には、保険料の申告納付手続きや雇用保険の被保険者に関する手続き（労働者の雇入れ、退職時の届出等）が必要ですが、これらの事務処理を事業主に代わって行うのが、「労働保険事務組合」です。

●本事務組合の主な委託業務内容

- 概算保険料、確定保険料などその申告及び納付に関する事務
- 労働保険の加入に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- 労災保険の特別加入の申請に関する事務
- 労働保険適用事業所の委託解除に関する事務
- 従業員（雇用保険被保険者）の育児休業、高年齢雇用継続給付金申請に関する事務
- その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続

●本事務組合に委託するメリット

- 安価な事務手数料：月額 800 円（従業員 1 名～4 名）、月額 1,200 円（従業員 5 名以上）
※他の事務組合に委託した場合、月額 5,000 円以上かかる場合もあります。
- 加入 1 年目の事務手数料は 無料（他事務組合からの委託代え、個別からの加入を除く）
- 労働保険料は 3 回の分割納付
- 面倒な労働保険料の申告・納付等の事務を事業主に代わって処理
- 事業主の労災特別加入が可能
- 概算保険料、確定保険料のその他労働保険料にかかわる徴収金の申告・納付
→ 毎年必ず行う面倒な保険料の納付を代行します。
- 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する手続き
→ 従業員の資格取得・喪失のたびにハローワークに手続きに行く手間が省けます。
- 保険関係成立届など各種書類に関する手続き
→ 保険関係成立届、雇用保険の加入申請、雇用保険の適用事業所設置届・事業所の名称・所在地変更などの手続きも行います。

歯科医師国民健康保険組合

神奈川県歯科医師国民健康保険組合は、神奈川県内に診療所を開設又は管理する神奈川県歯科医師会の会員と、その診療所に勤務する従業員・家族のための組合です。神奈川県歯科医師会にご入会の際は、是非ご加入ください。

● 月々のご負担は種別による定額の保険料になります。(1名につき)

〈第1種組合員〉 院長 〈第2種組合員〉 勤務医
〈第3種組合員〉 歯科衛生士・歯科技工士・歯科助手・受付等

	医療分	介護保険分	後期高齢者支援金分	計
第1種組合員	21,500円	3,500円	5,500円	30,500円
第2種組合員	16,500円	3,500円	4,400円	24,400円
第3種組合員	10,500円	3,500円	3,100円	17,100円
家 族	6,500円	3,500円	2,100円	12,100円

※ 介護保険分は40歳以上65歳未満の方々が対象となります。

(横浜市の国保との比較の一例)

世帯の総所得：650万円(上限)で本人(40歳以上)・妻(40歳以上)・子供2名の世帯の場合
横浜市 年間保険料 810,000円(保険料率：平成25年度の数値を使用)

当組合 年間保険料 717,600円

- **法定給付**：療養の給付及び出産育児一時金、葬祭費の支給
- **任意給付**：資格取得後6か月を経過した組合員が疾病により入院をした場合、傷病手当金の支給があります。(1日につき・日数制限なし)
第1種組合員 5,000円 第2種組合員 3,000円 第3種組合員 2,000円
：自己負担金が高額となった場合、療養付加金の支給があります。
- **市町村国保とは異なり、次のような補助事業(保健事業)を行っています。**

人間ドック補助(35歳以上)	組合員 40,000円以内の補助 家 族 30,000円以内の補助
脳ドック補助(40歳以上) (年齢区分により対象年度が異なります)	組合員 40,000円以内の補助 家 族 30,000円以内の補助
健康診断補助	10,000円以内の補助
がん検診補助(契約施設において人間ドック等を受診した場合のオプションとして全額補助)	
インフルエンザワクチン接種補助	1回につき3,000円以内の補助
B型肝炎検査・ワクチン接種補助	事前検査 2,500円以内の補助 ワクチン接種 10,000円以内の補助 事後検査 2,500円以内の補助
- **健康増進施設、保養施設の割引利用契約もあります(東京ディズニーリゾート等)**

《問い合わせ先》 神奈川県歯科医師国民健康保険組合

電話 045-641-5418 ホームページ <http://www.geocities.jp/kanawasikakouho>

入会手続き・問い合わせ先等

●入会に伴う費用について

神奈川県歯科医師会と同時に日本歯科医師会に入会する正会員と、日本歯科医師会に入会しない準会員では、年会費・負担金が異なります。詳細は神奈川県歯科医師会にお問い合わせください。

＜正会員＞第1種会員（診療所等の開設者・管理者・歯科責任者等）

＜準会員＞第3種会員-4（日本歯科医師会に所属しない診療所等の開設者）

地域歯科医師会への入会費用については、地域によって異なりますので、各歯科医師会（下記連絡先）にお問い合わせください。

●入会手続きについて

お申し込み

診療所のエリアの地域歯科医師会または神奈川県歯科医師会事務局までご一報ください。入会書類をお送りいたします。

入会書類の記入

入会申込書等の書類に必要事項を記入いただきます。

入会書類の提出

神奈川県歯科医師会と日本歯科医師会（正会員のみ）の入会申込書は、神奈川県歯科医師会へ、地域歯科医師会の入会申込書は地域歯科医師会へ提出します。

* 地域歯科医師会の連絡先（診療所の該当地域にお問い合わせください）

地域	名称	電話番号
横浜市中区	有馬歯科医院	045-252-8480
横浜市西区	戸部歯科医院	045-324-1629
横浜市南区	青山歯科医院	045-262-0773
横浜市港南区	加藤矯正歯科	045-841-0122
横浜市磯子区	曾根歯科医院	045-753-3221
横浜市金沢区	松井歯科医院	045-782-6606
横浜市保土ヶ谷区	種田歯科医院	045-335-5025
横浜市旭区	永田歯科医院	045-921-0216
横浜市戸塚区	オザサ歯科医院	045-824-0778
横浜市栄区	土屋歯科医院	045-894-5386
横浜市泉区	弥生台歯科医院	045-812-4582
横浜市瀬谷区	ヤゴオリ歯科医院	045-303-8811
横浜市神奈川区	西山歯科医院	045-421-4103
横浜市港北区	おきくら歯科医院	045-564-1182
横浜市緑区	サン歯科医院	045-934-4411
横浜市青葉区	クボタ歯科医院	045-971-0011
横浜市都筑区	川和歯科	045-932-8181
横浜市鶴見区	鶴見歯科医師会	045-511-0198 045-501-5118

地域	名称	電話番号
川崎市	川崎市歯科医師会	044-233-4494
横須賀市・三浦市	横須賀市歯科医師会	046-823-0062
逗子市・葉山町	逗葉歯科医師会	046-870-5591
鎌倉市	鎌倉市歯科医師会	0467-45-2755
藤沢市	藤沢市歯科医師会	0466-26-3310
大和市・綾瀬市	大和歯科医師会	046-263-0681
茅ヶ崎市・寒川町	茅ヶ崎歯科医師会	0467-54-0991
平塚市・二宮町・大磯町	平塚歯科医師会	0463-26-8255
小田原・箱根町・湯河原町・真鶴町	小田原歯科医師会	0465-49-1311
厚木市・愛川町・清川村	厚木歯科医師会	046-221-8733
海老名市	海老名市歯科医師会	046-235-4799
相模原市	相模原市歯科医師会	042-756-1501
座間市	座間市歯科医師会	046-251-0345
秦野市・伊勢原市	秦野伊勢原歯科医師会	0463-83-3117
大井町・中井町・松田町・山北町・開成町	足柄歯科医師会	0465-74-1180

一般社団法人神奈川県歯科医師会事務局

〒231-0013 横浜市中区住吉町 6-68

TEL045-681-2172

ホームページ www.dent-kng.or.jp/